

令和7年度山形県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、県内医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進を目的として、山形県内の保険医療機関等の電子処方箋管理サービスの整備に係る費用について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該保険医療機関等に対し補助金を交付する。

（補助対象施設及び補助対象事業）

第2条 交付の対象となる施設（以下「対象施設」という。）及び事業は次のとおりとする。ただし、令和7年9月30日までに導入完了した事業を補助対象とし、令和6年度山形県医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の支給を受けた事業については、補助の対象としない。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（第3号に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業

(補助対象経費)

第3条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定する事業における補助対象経費と同じとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次のとおり算定する。

- (1) 次の表の第3欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設	3 基準額	4 補助率
第2条第1号の事業	大規模病院（病床数200床以上）	4,866千円	1/6
	病院（病床数200床未満）	3,259千円	1/6
	診療所	388千円	1/4
	薬局	388千円	1/4
第2条第2号の事業	大規模病院（病床数200床以上）	1,356千円	1/6
	病院（病床数200床未満）	1,002千円	1/6
	診療所	245千円	1/4
	薬局	256千円	1/4
第2条第3号の事業	大規模病院（病床数200床以上）	6,022千円	1/6
	病院（病床数200床未満）	4,059千円	1/6
	診療所	542千円	1/4
	薬局	553千円	1/4

※金額はいずれも税込み

※病床数は使用許可病床数とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則様式第1号による交付申請書に関係書類を添えて、令和8年1月31日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地

方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 第1項の交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 電子処方箋の対応施設であることを医療機能情報提供制度における医療情報ネット（ナビイ）で公表されるための手続を行わなければならない。

(2) 電子処方箋の周知広報を次の両方又はいずれかの方法により行わなければならない。

ア 電子処方箋の対応施設であることをホームページ等へ掲載

イ 別に指定する周知広報資材を対象施設に掲示

(3) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(5) 条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(変更申請手続)

第8条 補助金の変更申請等については、次のとおりとする。

- (1) 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、対象経費の1割を超える変更以外の変更とする。
- (2) 規則第7条第1項第1号の規定により事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者等は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書および証拠書類を補助金の交付決定日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(財産処分制限)

第12条 規則第22条第1項第2号の規定により、知事が指定する財産は、取得又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具及びその他の財産とする。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(関係書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請及び受領を証する書類を令和8年度から5年間整理保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年10月3日から適用する。